

群馬県教職員互助会貸付規程

(昭和 48 年 1 月 18 日制定)	(平成 11 年 3 月 18 日一部改正)
(昭和 50 年 3 月 8 日一部改正)	(平成 15 年 2 月 21 日一部改正)
(昭和 54 年 3 月 22 日一部改正)	(平成 18 年 3 月 7 日一部改正)
(昭和 58 年 3 月 24 日一部改正)	(平成 20 年 2 月 21 日一部改正)
(平成元年 2 月 28 日一部改正)	(平成 26 年 2 月 26 日一部改正)
(平成 2 年 3 月 2 日一部改正)	(平成 27 年 6 月 24 日一部改正)
(平成 6 年 3 月 18 日一部改正)	(令和 2 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 6 年 6 月 20 日一部改正)	(令和 4 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 8 年 3 月 19 日一部改正)	

(趣旨)

第 1 条 この規程は、群馬県教職員互助会規約第 4 条の規定に基づき、会員に対する貸付けに関し、必要な事項を定める。

(貸付けの種類)

第 2 条 貸付けの種類は、一般貸付けとし、会員が臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行う。

(貸付対象者等)

第 3 条 貸付けの対象となる者は、会員のうち会員期間が満 1 年以上経過している者とする。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び、理事長が弁済の確実性がないと認める者に対しては貸付を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、未成年である会員に対しては、貸付けを行わない。ただし、法定代理人の同意書（別紙様式第 8 号）がある者を除くものとする。

(貸付金の限度額、単位及び口数)

第 4 条 貸付金の限度額は、1 人 50 万円とする。

2 貸付金の額は、20 万円、30 万円及び 50 万円とする。

3 貸付けの申込み口数は、会員 1 人 1 口とする。

4 理事長は、既に貸付けを受けている会員に対しては、当該貸付金の未返済残額を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができる。

ただし、貸付けを既に受けている会員が、新たに貸付けを受けようとするときは、既貸付金の弁済回数が 12 回に満たない場合は、新たな貸付けを行うことはできない。

(弁済期間及び金額)

第 5 条 貸付金は、貸付けの翌月から、10 か月、20 か月、30 か月及び 40 か月の月賦弁済とし、別表のとおりとする。ただし、弁済金及び事務手数料の合計の額は給料月額 10 分

の3以内の額でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借受人の申し出により一括弁済することができるものとする。

3 会員の資格を失ったときは、または再任用職員となったときは、前第1項の規定にかかわらず、直ちに退職金等により貸付金の残額を一括弁済しなければならない。

4 借受人は、申込みの内容に偽りのあることが認められたとき、その他貸付規程に違反したときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに貸付金残額の全額を一括弁済しなければならない。

(事務手数料)

第6条 貸付金に対する、事務手数料及び納付の方法は、次のとおりとする。

一 事務手数料は、貸付金残額に年利0.9%を乗じて得た額(円未満四捨五入)の合計額を弁済回数による均等納付(円未満切り捨て)として別表のとおりとする。

二 事務手数料の納付の方法は、貸付けの翌月から貸付金額に応じて定められた10回、20回、30回及び40回の月賦納付とし別表のとおりとする。

(貸付けの申込み)

第7条 貸付けを受けようとする会員は、貸付申込書(別紙様式第1号)に所定の事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 理事長は、貸付申込書を受領したときは、これを審査し、貸付資金を勘案のうえ貸付けの可否、金額等を決定し、貸付決定通知書(別紙様式第2号)を送付するものとする。

(借用証書)

第9条 貸付決定通知書を受けた会員は、借用証書(別紙様式第3号)を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は提出された借用証書を保管するものとし、貸付金の弁済が完了したときは、会員又は家族に返付しなければならない。

(貸付金の送金)

第10条 理事長は、前条に規定する借用証書を受領したときは、会員の設定した口座に貸付金を振込むものとする。

(会員貸付金明細書及び会員貸付金弁済金明細書)

第11条 理事長は、会員貸付金明細書(別紙様式第6号)及び会員貸付金弁済金明細書(別紙様式第7号)を作成し、会員貸付金明細書(別紙様式第6号)は基本台帳として保存するものとし、会員貸付金弁済金明細書(別紙様式第7号)は、所属所長へ送付するものとする。

2 所属所長は、理事長から送付された会員貸付金弁済金明細書(別紙様式第7号)を貸付台帳として保管するものとする。

(弁済金等の払込方法及び期限)

第12条 会員の第5条及び第6条に規定する弁済金及び事務手数料（以下「弁済金等」という。）は、電子計算組織による給与のその他控除事務処理要領（平成6年3月22日群馬県教育委員会管理部長通知）に基づき理事長が入力帳票を作成し、給与管理者が会員の給与から控除して払込むものとする。

2 所属所長は、前項の払込みができないときは、所定の払込書（別紙様式第5号）により取扱店（群馬銀行本（支）店）から払込まなければならない。

(延滞の際の借置)

第13条 理事長は、弁済金等の払込みが延滞したときは、延滞金を徴することができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和54年3月31日までに貸付金の申込みをした者に対するこの規程の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行し、同日以降貸付申込みをする者から適用する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行し、この規程による改正後の群馬県教職員互助会貸付規程第4条及び第5条の規定は、同日以降貸付申込みをする会員から適用し、同日前に貸付申込みをした者に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行し、この規程による改正後の群馬県教職員互助会貸付規程第5条及び第6条の規定は、同日以降貸付決定をする会員から適用し、同日前に貸付決定をした者に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日の貸付けから施行し、施行日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、この規程による改正後の群馬県教職員互助会貸付規程第 6 条第 1 項の規定は、同日以降貸付け決定する会員から適用し、施行日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の群馬県教職員互助会貸付規程第 3 条第 2 項、第 4 条第 4 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定は、同日以降貸付決定をする会員から適用し、施行日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の群馬県教職員互助会貸付規程第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項及び第 7 条の規定は、同日以降貸付申込をする者から適用し、施行日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の群馬県教職員互助会貸付規程第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 6 条第 1 号及び第 7 条の規定は、平成 20 年 5 月 1 日以降貸付け決定する会員から適用し、施行日前の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。